

『特別事情の書き方と文例』

□ (例1～例7)を参考にして御事情を整理し、「特別事情」の欄に御記入ください。

.....目 次.....

- (1) 保護者の転勤に伴う一家転住 (2ページ)
 - (例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合
 - (例2) 父が転勤のため、すでに府内在住で、家族で父の元に転居する場合
- (2) 保護者の転勤以外の事情による転居 (3ページ～4ページ)
 - (例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合
 - (例4) 府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合
 - (例5) 現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合
- (3) 保護者が府内在住で、府外在住の本人のみ転居 (5ページ)
 - (例6) 小学校卒業を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合
 - (例7) 両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合

(転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容)

- ・「誰」が大阪府内に転居予定であるか
- ・大阪府内の転居先とその住居形態(持家、賃貸、社宅等)について
- ・転居予定日(3月末までに転居が完了すること)
- ・転居する特別事情

* 特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者(父母)」、「保護者(父)」、「母(保護者)」、「父(親権なし)」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。

* 応募資格審査申請書には、卒業予定小学校よりの副申が必要となります。

(1) 保護者の転勤に伴う一家転住

(例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が4月1日付け大阪府内に転勤となるため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内にある社宅に) (転居予定日) ⇒ (3月26日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

父の転勤①に伴い、家族全員②で大阪へ転居し、□□市内の社宅(借り上げ住宅)③に入居することになった。転居は令和9年3月26日④の予定である。

【参考】転居予定日(3月26日)までに家族全員が入居可能であることの証明書が必要となります。また、お住まいが社宅でなく、持家の場合には保護者名義であること、賃貸住宅の場合には契約者が保護者であることがわかる証明書の提出が必要となります。

(例2) 父が転勤のため、すでに府内在住で、家族で父の元に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が10月に転勤のため府内に転居。このたび、本人と母が転居)

【さらなる特別事情】⇒ (本人の小学校卒業を機に、府内に転居し、同居するため)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の自宅で同居) (転居予定日) ⇒ (3月25日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

父は令和8年10月1日付けで転勤することになった。本人が小学校6年に在学中であるため、卒業まで母とともに、名古屋市内に残ることとし、父が大阪へ単身赴任し、現在に至っている①。

本人が小学校を卒業する機会に本人と母②が大阪へ転居し、父と同居する①ことになった。なお、転居先は、△△市内の自宅(父名義)③であり、令和9年3月25日④に入居予定である。

【参考】父が所有又は契約して居住している大阪府内の住所に転居する場合、父が府内在住であることを証明する書類(父の住民票の写し等)の提出が必要です。父の現在の住所とは別の住居に家族で転居する場合は、当該住居の証明が必要となります。

(2) 保護者の転勤以外の事情による転居

(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居の特別事情) ⇒ (母方の祖父の介護で同居が必要となったため)

【さらなる特別事情】⇒ (父は勤務のため、大阪に転居できない)

(誰が) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (祖父名義の持家に) (転居予定日) ⇒ (3月22日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため、本人と母②が本人の小学校卒業を機に、祖父(〇〇市(大阪市△△区)在住)と同居①することになった。

父は仕事の関係で神奈川県に残る予定①である。なお、転居先の住居は、祖父名義の持家③であり、令和9年3月22日転居予定④である。

【参考】保護者が所有又は契約していない住居(祖父名義の住居等)に転居する場合は、高等学校課学事グループ(TEL06-6944-6887)までお問い合わせください。また、保護者が府内に住居を新築又は購入されて同居される場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。

(例4) 府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合

(転居の特別事情) ⇒ (大阪府内に自宅を購入したため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の自宅に) (転居予定日) ⇒ (3月25日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

大阪府△△市に住居(父名義)を購入(新築)③したため、現在の賃貸住宅を退去し①、家族全員②で転居することとした。令和9年3月25日転居予定④である。

【参考】購入した住居が保護者名義であり、引き渡し転居予定日(3月25日)までであることが確認できる書類の提出が必要です。

(例5) 現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合

(転居の特別事情) ⇒ (現在の賃貸契約満了に伴い、新たに府内の賃貸物件と契約したため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の賃貸住宅に) (転居予定日) ⇒ (3月25日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

現在、本人及び父、母が住んでいる、滋賀県内の住宅の賃貸契約が令和9年3月末で満了になるのを機に、家族全員②で大阪府内に転居する①こととした。転居先は大阪市〇〇区に新たに契約する賃貸住宅③で、令和9年3月25日転居予定④である。

【参考】賃貸住宅の契約者が保護者(父又は母)であり、転居予定日(3月25日)までに入居可能であることが確認できる証明書類(府営住宅の場合は当選通知書等、社宅等の場合は、会社が家族全員の入居を転居日までに認める証明書)の提出が必要です。

(3) 保護者が府内在住で、府外在住の本人のみ転居

(例6) 小学校卒業を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合

(転居の特別事情) ⇒ (小学校までは、三重県の祖父の元で生活し、小学校に通っていた)

(誰が) ⇒ (本人が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内在住の保護者の元に) (転居予定日) ⇒ (3月25日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

現在、本人は三重県で父方の祖父と生活している①。小学校卒業を機に、本人②が、府内の自宅に戻り保護者(父母)と生活する③こととなったので、大阪府立富田林中学校に志願したい。令和9年3月25日転居予定④である。

【参考】保護者(父母)が府内在住であることを証明する書類(保護者(父母)の住民票の写し)の提出が必要となります。

(例7) 両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合

(転居の特別事情) ⇒ (離婚により、親権を持つ母が府内に転居したが、本人は小学校卒業までは(親権のない)父方の祖父母と同居)

【さらなる特別事情】 ⇒ (本人の小学校卒業を機に、府内に転居し、親権を持つ母と同居)

(誰が) ⇒ (本人が)

(転居先と住居形態) ⇒ (大阪府内の賃貸住宅) (転居予定日) ⇒ (3月26日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転居する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

保護者の離婚により、親権を持つ母は令和8年6月に大阪府内の実家に転居したが、本人は小学校卒業まで、〇〇県の父(親権なし)方の祖父母の元にとどまることとした①。小学校卒業を機に、本人②が府内に転居し、保護者である母と暮らす①こととなった。母は△△市内の賃貸住宅に転居し、本人と同居③する。令和9年3月26日転居予定④である。

【参考】保護者とは、本人に対して親権を行う者を言います。新居となる賃貸住宅については、契約者が保護者(母)であり、転居予定日(3月26日)までに入居可能であることの証明の提出が必要です。また、保護者である母が、住居を移さず本人と同居する場合は、母が府内在住であることを示す証明書(母の住民票の写し)の提出が必要となります。